

ねんきん「こーな」



『障害基礎年金』

国民年金は、65歳から「老齢基礎年金」が支給されますが、そのほかに、万が一、病気やケガで障がいが残ったときなどに、「障害基礎年金」が支給されてあなたやあなたの家族の暮らしを守ってくれます。（厚生年金加入者の方にも支給されます。）

ただし、「障害基礎年金」を受給するためには、次のような受給要件があります。

障害基礎年金は、障がいの原因となった病気やケガの初診日が、20歳未満の方、国民年金に加入中または60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障がいの状態になったときに支給されます。障がいの程度（障害等級）に応じて支給されますが、この場合の等級は、身体障害者手帳の等級とは異なり、国民年金法施行令別表などに規定されている基準となります。年金額は下表のとおりです。

| 平成24年度国民年金障害基礎年金 | |
|-------------------|-----------------|
| 1級障害 | 年額 983,100円 |
| 2級障害 | 年額 786,500円 |
| 子の加算額 (子1人につき) | (2人まで) 226,300円 |
| | (3人目から) 75,400円 |

◆子の加算額

また、障害基礎年金には子の加算額があつて、生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で一級・二級の障がいの状態にある子がいる場合には加算されます。

ただし、児童扶養手当を受けている方は、同一の子を対象とした障害年金の子の加算と配偶者の方へ支払われる児童扶養手当の両方を受け取ることはできません。

児童扶養手当と障害基礎年金の

子の加算のどちらを受けるかについては、原則として、児童扶養手当の金額と障害基礎年金の子の加算額とで比較して金額の高い方を受けることができません。ただし、児童扶養手当には所得制限があるほか、障害基礎年金の子の加算も子の人数によつて金額が違うため、詳しくは年金事務所などにお問い合わせてください。

◆受給のための要件

障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、3分の2以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件（3分の2要件）」を満たす必要があります。

また、「3分の2要件」を満たせなくても、平成28年3月までに65歳未満で初診日がある場合は、初診日のある月の前々月までの1年間のすべての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

ただし、20歳前に初診日がある場合は、保険料の納付要件はありませんが、本人の所得によつて、年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

※「国民年金に加入しなければならぬ期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金などから老齢年金を受けている期間は除かれます。

ご自分が、保険料納付要件を満たしているかどうか心配な方や、国民年金の詳細をお知りになりたい方は、役場国民年金担当窓口または年金事務所にお問い合わせてください。

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701 (直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616